

30年度 公文書開示 (3月決定分)

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H30.12.31	H31.3.1	・FLLET OPERATIONS - Fleet Operations Planning Update ・バスデポ 一車庫の確保、システムの指定	50	1														(3号)組織委員会の人事・組織体制等の内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 (4号)大会時の運営計画等に関する情報であって、公にすることにより、テロ等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。 (6号)大会時の会場計画にかかる検討過程の情報であって、組織委員会内の検討過程の情報であることから、当該部分を公にすることにより、組織委員会との信頼関係を著しく損ない、今後の情報提供が得られなくなる等、オリンピック・パラリンピック競技大会に係る都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課	
2	H31.1.4	H31.3.5	大会経費V3に係る負担者及び事業別資料	21	1						1		1	1					(3号)組織委員会における東京2020大会運営に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 (5号)都及び国における東京2020大会運営に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるため。 (6号)組織委員会における東京2020大会運営に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、組織委員会との信頼関係を著しく損ない、今後の情報提供が得られなくなる等、東京2020大会に係る都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課	
3	H31.2.20	H31.3.6	新国立競技場建設敷地となる明治公園(霞岳広場、四季の庭)跡地内における工作物等の撤去等の取扱いに関する協定書の締結について	203	1															オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部競技渉外課	
4	H31.2.20	H31.3.6	「東京都行政財産使用許可書」の写し	3	1															オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課	
5	H31.2.20	H31.3.6	・「行政財産使用許可及び行政財産使用料減額申請について(副申)」の原義の写し ・「行政財産使用許可について(副申)」の写し ・「行政財産使用料減額申請について(副申)」の写し	56	1						1									公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課
6	H31.2.20	H31.3.6	・JOC調査チームに関する資料 ・JOCプレスリリース	11	1															オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課	

30年度 公文書開示 (3月決定分)

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	H31. 2. 20	H31. 3. 6	・ JOC調査チームに関する資料 ・ 職員の派遣に関する取決め書	8	1						1	1							(3号)当該情報は、調査報告書に記載されている情報を除き非公開とされており、公にすることにより、JOCの事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号)公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号)公にすることにより、JOCからの信頼が損なわれ、今後のオリンピック・パラリンピック事業の運営に支障をきたすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課
8	H31. 2. 20	H31. 3. 6	招致委員会からの補助金請求(請求文書、交付文書、庁内審査過程)	-															開示請求に係る公文書について、都費は一切支出していないため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課
9	H31. 1. 11	H31. 3. 12	・ 選手村事業手法について(案) ・ 晴海選手村の整備について(案)	3	1															オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
10	H31. 1. 11	H31. 3. 12	選手村開発方針検討支援業務委託報告書	181	1						1	1	1	1					(3号)組織委員会及び特定建築者における検討過程の内容に係る情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号)選手村のセキュリティに係る情報であり、公にすることにより、テロ等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (5号)東京都における選手村開発に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、確定した情報であるとの誤解を与え、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 (6号)組織委員会及び特定建築者における選手村開発に係る検討過程の情報であり、公にすることにより、組織委員会及び特定建築者との信頼関係を著しく損ない、今後の情報提供が得られなくなる等、東京2020大会に係る都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
11	H31. 2. 27	H31. 3. 13	全国的なボルト(特に高力ボルト=ハイテンションボルト)不足の現状において、オリンピック・パラリンピック関連施設建設のためのボルト確保の対策の有無とその内容、ならびに、ボルト不足に関する都と国もしくは他の地方自治体または民間企業もしくは団体等との交渉または要請もしくは指示等の接触の有無とその内容の分かる文書。	-															当局では、オリンピック・パラリンピック関連施設建設のためのボルト確保の対策及びボルト不足に関する都と国もしくは他の地方自治体または民間企業もしくは団体等との交渉または要請もしくは指示等の接触を行っていないため、当該公文書を作成及び取得しておらず存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部調整課

